

(意見書案第1号)

主権者教育の確立と投票機会の拡充を求める意見書

公職選挙法が改正され、選挙権年齢が18歳に引き下げられた。昭和20年に選挙権年齢が20歳以上の男女とされて以来、70年ぶりの大改革である。18歳選挙権の実現は、若年層の社会参加、政治参加を推進させ、民主主義をさらに発展させるためにも、大いに期待されるものである。

18歳選挙権を契機として、国や地域、社会における課題や争点についてみずから考え、判断し、行動する、自立した市民としての能力を育てるための主権者教育を、初等中等教育段階から確立する必要がある。

総務省と文部科学省は、学校現場における政治や選挙等に関する学習内容の充実を図るとして、副教材等を作成し配布しているが、さらに踏み込んだ取り組みが必要である。

よって、国においては、政治的中立の確保を徹底した上で、主体的、積極的に主権者教育を進めることができるような仕組みづくりを行うとともに、投票機会の拡大に向けて、高校・大学等や大規模小売店舗などでの期日前投票所の増設、投票時間の弾力化等の検討を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月18日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣

} 宛